

## 2-1-5 土地利用

### (1) 地目別民有地の状況

立川市及び昭島市の地目別民有地面積は表 2-1-6 に示すとおりである。立川市では宅地が 1,075.47ha を占め、次いで畑が 256.68ha となっている。

表2-1-6 地目別民有地面積の状況

| 市   | 地目別民有地面積 (ha) |      |        |          |       |      |        |
|-----|---------------|------|--------|----------|-------|------|--------|
|     | 総数            | 田    | 畑      | 宅地       | 山林    | 原野   | その他    |
| 立川市 | 1,389.90      | 0.05 | 256.68 | 1,075.47 | 2.59  | －    | 55.11  |
| 昭島市 | 909.85        | 7.05 | 55.99  | 753.33   | 18.86 | 0.02 | 74.58  |
| 合計  | 2,299.75      | 7.10 | 312.67 | 1,828.80 | 21.45 | 0.02 | 129.69 |

注 1) 値は平成 27 年 1 月 1 日現在。

注 2) 国・公有地、公共用地、墓地、道路、用水路、溜池、保安林、私立学校用地、宗教法人の境内など、固定資産税が非課税とされている土地を除く。

出典：「東京都統計年鑑 平成 27 年」（東京都）

### (2) 用途地域の指定状況

立川市及び昭島市の用途地域の指定状況は表 2-1-7 に、設置予定地周辺の用途地域の状況は図 2-1-5 に示すとおりである。設置予定地及びその周辺は第一種低層住居専用地域となっている。なお、設置予定地は区域 A が第一種低層住居専用地域、区域 B が第二種住居地域に変更される予定となっている。

表2-1-7 用途地域の指定状況

| 区分           | 立川市     |        | 昭島市     |        |
|--------------|---------|--------|---------|--------|
|              | 面積(ha)  | 比率(%)  | 面積(ha)  | 比率(%)  |
| 第一種低層住居専用地域  | 899.2   | 36.9   | 594.9   | 34.3   |
| 第一種中高層住居専用地域 | 420.5   | 17.3   | 261.9   | 15.1   |
| 第二種中高層住居専用地域 | 32.3    | 1.3    | 11.8    | 0.7    |
| 第一種住居地域      | 188.9   | 7.7    | 55.3    | 3.2    |
| 第二種住居地域      | 36.9    | 1.5    | 45.5    | 2.6    |
| 準住居地域        | －       | －      | 49.3    | 2.8    |
| 近隣商業地域       | 40.5    | 1.7    | 59.9    | 3.5    |
| 商業地域         | 127.9   | 5.2    | 17.0    | 1.0    |
| 準工業地域        | 204.6   | 8.4    | 314.7   | 18.2   |
| 工業地域         | 132.3   | 5.4    | 29.9    | 1.7    |
| 立川基地跡地       | －       | －      | 66.8    | 3.9    |
| 多摩川河川敷       | －       | －      | 209.0   | 12.1   |
| 滝山丘陵         | －       | －      | 17.0    | 1.0    |
| 無指定          | 354.9   | 14.6   | －       | －      |
| 合計           | 2,438.0 | 100.0% | 1,733.0 | 100.0% |

注 1) 値は平成 28 年 3 月 31 日現在。

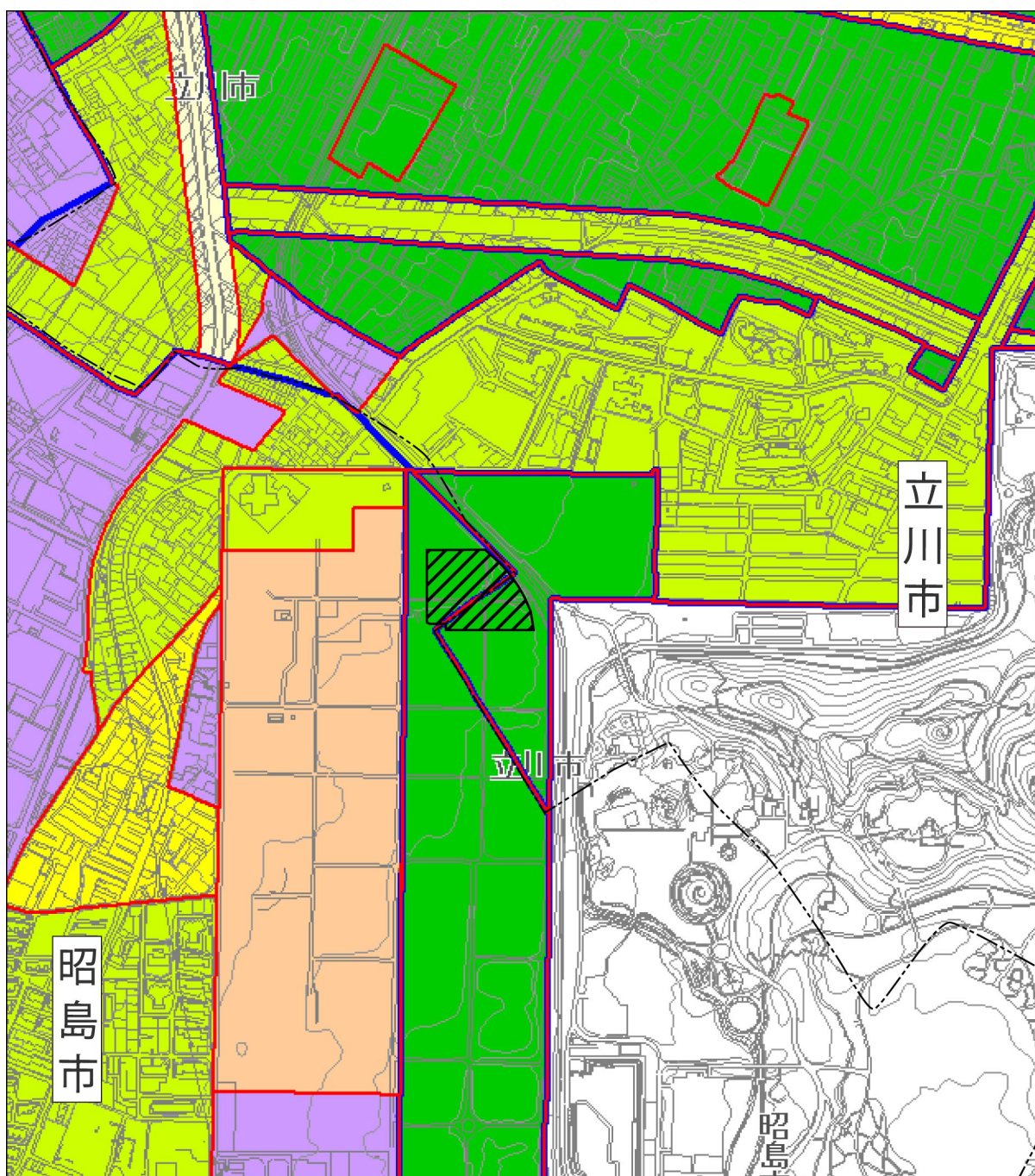
出典：「立川市統計年報（平成 28 年度版）」（立川市行政管理部総務課 HP）

：「統計あきしま 平成 28 年度版」（昭島市企画部企画課 平成 29 年）

### (3) 土地利用の状況

設置予定地周辺の土地利用の状況は、図 2-1-6 に示すとおりである。

設置予定地周辺は未利用土地等となっており、主に設置予定地北側に集合住宅、西側に独立住宅が広がっている。



凡例

-  : 設置予定地
-  : 第一種低層住居専用地域
-  : 第一種中高層住居専用地域
-  : 第二種中高層住居専用地域
-  : 第一種住居地域
-  : 第二種住居地域
-  : 準工業地域

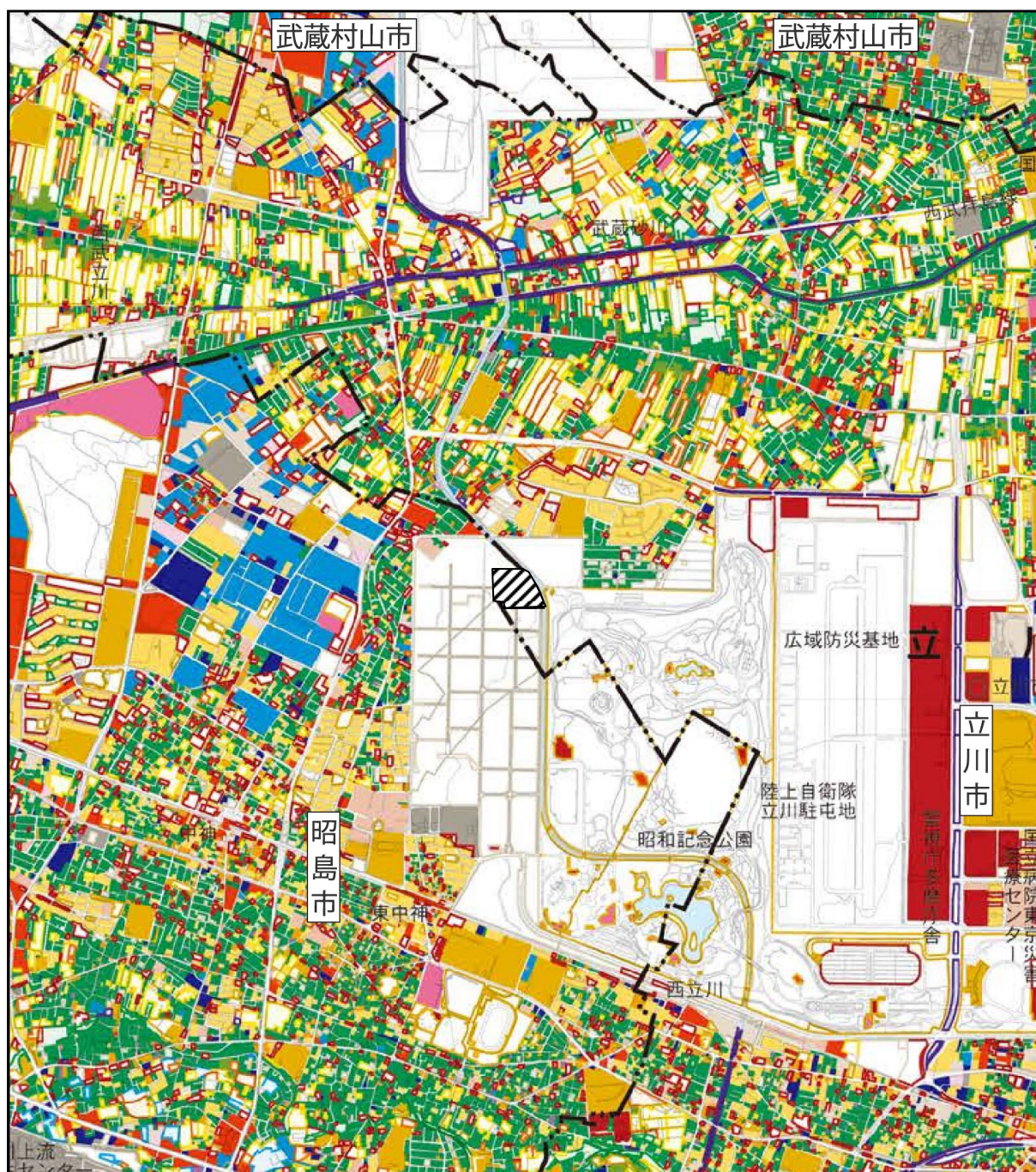


1:10,000

0 250 500m

図2-1-5 用途地域図

出典:「都市計画情報等インターネット提供サービス」(東京都都市整備局 HP)



# 凡例



計画地

## 公共系

- 官公庁施設
- 教育文化施設
- 厚生医療施設
- 供給処理施設

## 商業系

- 事務所建築物
- 専用商業施設
- 住商併用建物
- 宿泊・遊興施設
- スポーツ・興行施設

## 住宅系

- 独立住宅
- 集合住宅

## 工業系

- 専用工場
- 住居併用工場
- 倉庫・運輸関係施設

## 空地系

- 屋外利用地・仮設建物
- 公園・運動場等
- 未利用地等

## 農業系

- 農林漁業施設
- 田
- 畑
- 樹園地
- 採草放牧地

## 林野系

- 森林
- 原野

## 道路

- 鉄道・港湾等
- 水面・河川・水路



1:25,000

0 250 500 1000m

図 2-1-6

土地利用の状況図

出典:「東京の土地利用状況平成 24 年多摩・島しょ地域」(東京都)

(4) 環境保全に留意を必要とする施設の分布状況

設置予定地周辺の環境保全に留意を必要とする施設の分布状況は表 2-1-8 及び図 2-1-7に示すとおりである。設置予定地に最寄りの環境保全に留意を必要とする施設は、北西側約 400mにあるあきしま相互病院及び介護老人保健施設なごみの里である。

表2-1-8(1) 設置予定地周辺の環境保全に留意を必要とする施設

| 種別 | 図No. | 名称                       | 所在地             |
|----|------|--------------------------|-----------------|
| 学校 | 幼稚園  | 1 藤幼稚園                   | 立川市上砂町 2-7-1    |
|    |      | 2 キンデルガルテン松中幼稚園          | 立川市一番町 6-12-1   |
|    |      | 3 昭島幼稚園                  | 昭島市中神町 1232     |
|    |      | 4 昭島台幼稚園                 | 昭島市中神町 1-21-23  |
|    |      | 5 あけの星幼稚園                | 昭島市玉川町 3-11-2   |
|    |      | 6 武蔵みどり幼稚園               | 武蔵村山市大南 3-90-5  |
|    | 小学校  | 7 第四小学校                  | 立川市富士見町 4-4-1   |
|    |      | 8 第九小学校                  | 立川市上砂町 2-18-1   |
|    |      | 9 第十小学校                  | 立川市柏町 1-31-1    |
|    |      | 10 松中小学校                 | 立川市一番町 5-8-5    |
|    |      | 11 大山小学校                 | 立川市上砂町 1-5-33   |
|    |      | 12 上砂川小学校                | 立川市上砂町 5-12-2   |
|    |      | 13 東小学校                  | 昭島市東町 2-2-18    |
|    |      | 14 共成小学校                 | 昭島市郷地町 2-6-1    |
|    |      | 15 富士見丘小学校               | 昭島市福島町 890      |
|    |      | 16 武蔵野小学校                | 昭島市武蔵野 2-3-1    |
|    |      | 17 玉川小学校                 | 昭島市福島町 2-8-1    |
|    |      | 18 中神小学校                 | 昭島市朝日町 5-8-5    |
|    |      | 19 つつじが丘小学校              | 昭島市つつじが丘 2-1-30 |
|    | 中学校  | 20 立川第五中学校               | 立川市上砂町 3-27-1   |
|    |      | 21 立川第七中学校               | 立川市西砂町 6-28-3   |
|    |      | 22 昭和中学校                 | 昭島市東町 2-6-22    |
|    |      | 23 瑞雲中学校                 | 昭島市つつじが丘 2-2-6  |
|    | 学 高等 | 24 昭和高等学校                | 昭島市東町 2-3-21    |
|    | その他  | 25 総務省自治大学校              | 立川市緑町 10-1      |
|    |      | 26 東京医療保健大学国立病院機構立川キャンパス | 立川市緑町 3256      |

表2-1-8(2) 設置予定地周辺の環境保全に留意を必要とする施設

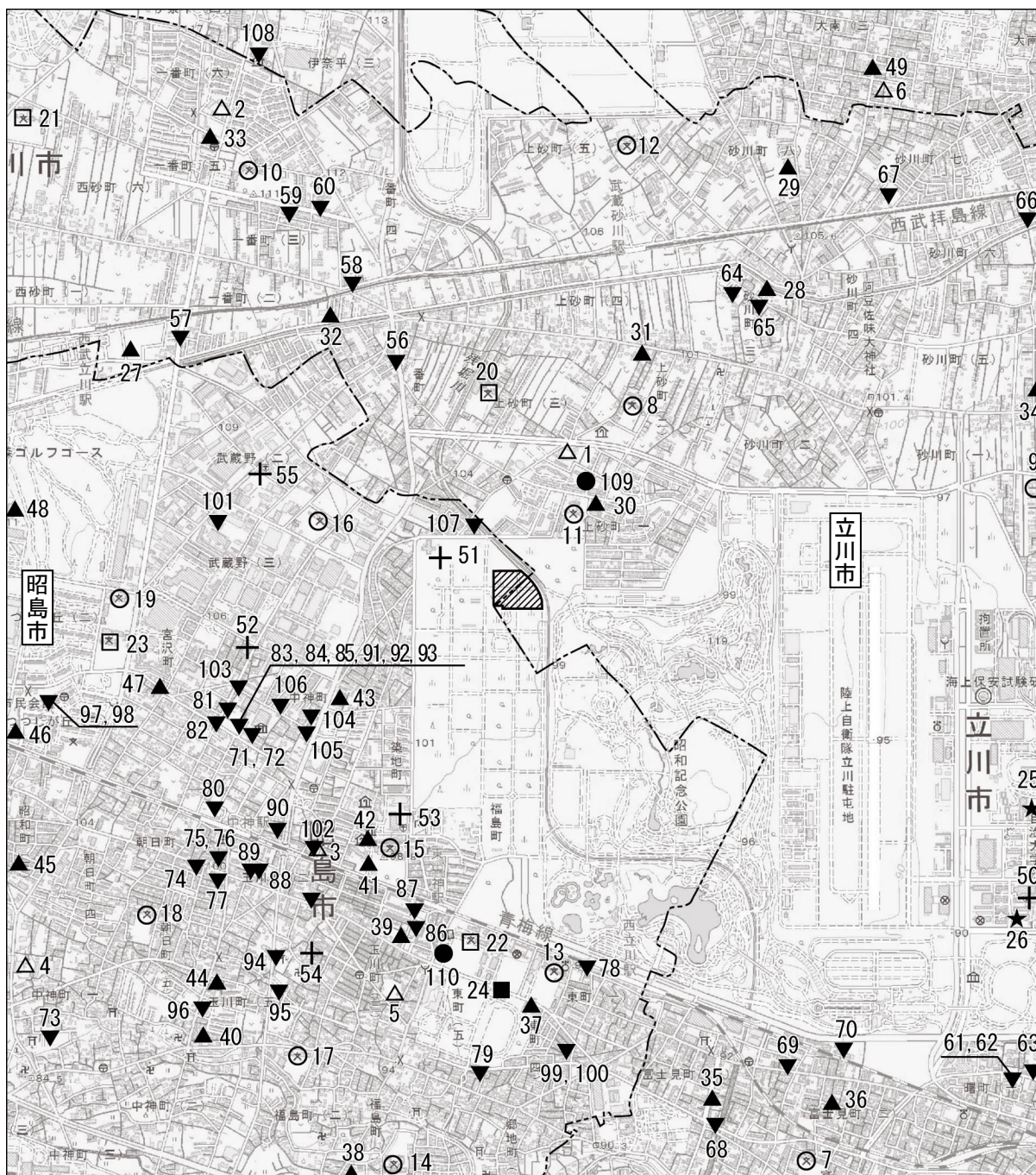
| 種別                | 図No. | 名称                     | 所在地                            |
|-------------------|------|------------------------|--------------------------------|
| 保育所               | 27   | 西武立川きらり保育園             | 立川市西砂町 1-2-127                 |
|                   | 28   | 見影橋保育園                 | 立川市砂川町 3-23-2                  |
|                   | 29   | 森の子保育園                 | 立川市砂川町 8-30-7                  |
|                   | 30   | 上砂保育園                  | 立川市上砂町 1-13-1                  |
|                   | 31   | あおば第二保育園               | 立川市上砂町 2-40-5                  |
|                   | 32   | 立川ひかり保育園               | 立川市一番町 2-22-1                  |
|                   | 33   | 松中保育園                  | 立川市一番町 5-8-25                  |
|                   | 34   | 柏保育園                   | 立川市柏町 3-52-9                   |
|                   | 35   | 西立川保育園                 | 立川市富士見町 1-18-16                |
|                   | 36   | 富士見保育園                 | 立川市富士見町 2-26-1                 |
|                   | 37   | 多摩保育園                  | 昭島市東町 5-1-40                   |
|                   | 38   | 福島保育園                  | 昭島市福島町 1-18-8                  |
|                   | 39   | 昭島マミ保育園                | 昭島市玉川町 1-10-4                  |
|                   | 40   | わかくさ保育園                | 昭島市玉川町 5-15-26                 |
|                   | 41   | 昭和郷保育園                 | 昭島市中神町 1260                    |
|                   | 42   | 昭和郷第二保育園               | 昭島市中神町 1260                    |
|                   | 43   | むさしの保育園                | 昭島市中神町 1294-4                  |
|                   | 44   | 中神保育園                  | 昭島市朝日町 5-4-17                  |
|                   | 45   | 上ノ原保育園                 | 昭島市昭和町 3-14-3                  |
|                   | 46   | つつじが丘保育園               | 昭島市つつじが丘 3-6-23                |
|                   | 47   | 福島保育園分園                | 昭島市宮沢町 497-2                   |
|                   | 48   | 幼保連携型認定こども園 昭和の森       | 昭島市拝島町 4041-1                  |
|                   | 49   | 育成会ひまわり保育園             | 武蔵村山市大南 3 丁目 94-1              |
| 病院                | 50   | 国立病院機構災害医療センター         | 立川市緑町 3256                     |
|                   | 51   | あきしま相互病院               | 昭島市中神町 1370-3                  |
|                   | 52   | 野村会昭和の杜病院              | 昭島市宮沢町 522-2                   |
|                   | 53   | 恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院       | 昭島市中神町 1260                    |
|                   | 54   | 竹口病院                   | 昭島市玉川町 4-6-32                  |
|                   | 55   | 潮友会 うしお病院              | 昭島市武蔵野 2-7-12                  |
| 福祉施設等<br>(保育所を除く) | 56   | はちす                    | 立川市一番町 1-41-11                 |
|                   | 57   | すみれの家 新田工房             | 立川市一番町 2-33-16                 |
|                   | 58   | グループ いもっこ              | 立川市一番町 3-6-1                   |
|                   | 59   | デパート・事業 みんなの広場 2       | 立川市一番町 3-17-11 ロジヤトル 2 号館 1f   |
|                   | 60   | 児童デパート・サンフラワー          | 立川市一番町 5-1-5 ネクス立川 1f          |
|                   | 61   | ジョブ・サ u18 立川           | 立川市曙町 1-24-11 橋本ビル 7f          |
|                   | 62   | わーくあっぷ立川               | 立川市曙町 1-24-11 橋本ビル 2f          |
|                   | 63   | 社会生活サポートセンターこみっと       | 立川市曙町 1-32-19 akebono house001 |
|                   | 64   | ファミリーホーム砂川             | 立川市砂川町 3-16-3                  |
|                   | 65   | 一砂の家                   | 立川市砂川町 3-18-12                 |
|                   | 66   | アムール上水                 | 立川市砂川町 6-37-6                  |
|                   | 67   | ルビナス砂川                 | 立川市砂川町 7-38-3                  |
|                   | 68   | たんぽぽ                   | 立川市富士見町 1-18-10 ワコレ立川 1 階 1 号  |
|                   | 69   | 富士見福祉作業所               | 立川市富士見町 1-2-24                 |
|                   | 70   | 立川市社会福祉協議会 生活介護支援事業所   | 立川市曙町 1-24-11 橋本ビル 2f          |
|                   | 71   | あいサンテ                  | 昭島市中神町 1157-11                 |
|                   | 72   | あいサンテ sky              | 昭島市中神町 1157-17                 |
|                   | 73   | リーゼ 昭島訪問介護センター(施設内のみ)  | 昭島市宮沢町 2-31-9                  |
|                   | 74   | 医療法人社団 永山整形外科          | 昭島市朝日町 3-6-3                   |
|                   | 75   | npo・act 大きなかぶ居宅介護支援事業所 | 昭島市朝日町 1-4-12 マルマンビル 201       |

表2-1-8(3) 設置予定地周辺の環境保全に留意を必要とする施設

| 種別                | 図No. | 名称                       | 所在地                           |
|-------------------|------|--------------------------|-------------------------------|
| 福祉施設等<br>(保育所を除く) | 76   | 永山トレーニングデイ               | 昭島市朝日町 1-5-8                  |
|                   | 77   | 居宅介護支援事業所 こうのとりの         | 昭島市朝日町 3-7-18                 |
|                   | 78   | 株式会社白百合ケアセンター            | 昭島市東町 1-16-9 昭和パークビル 1 階      |
|                   | 79   | ふたばケアプランセンター             | 昭島市東町 5-5-2 グリーンハイツ 201       |
|                   | 80   | 地域福祉サービス協会 コスモス昭島        | 昭島市中神町 1148-16                |
|                   | 81   | 社会福祉法人 幹福社会 昭島事業所        | 昭島市中神町 1163-6                 |
|                   | 82   | ヘルプステーション くさばな昭島         | 昭島市中神町 1187-2 ハイツ中神 208 号室    |
|                   | 83   | 昭和郷指定居宅介護支援事業所           | 昭島市中神町 1260                   |
|                   | 84   | フジホーム指定居宅介護支援事業所         | 昭島市中神町 1260                   |
|                   | 85   | 昭島病院訪問看護ステーション           | 昭島市中神町 1260                   |
|                   | 86   | デイサービス くじら               | 昭島市玉川町 1-3-1-109              |
|                   | 87   | 有限会社昭島ケアセンター             | 昭島市玉川町 1-7-2-111              |
|                   | 88   | 昭島市東部地域包括支援センター 竹口病院     | 昭島市玉川町 2-4-8-103              |
|                   | 89   | パナソニックエシヅプリ昭島デイセンター      | 昭島市玉川町 2-7-13 ウェスタンコートハウス 1 階 |
|                   | 90   | genki next 昭島中神          | 昭島市玉川町 2-9-7 耕和ビル 102         |
|                   | 91   | ニューフジホーム                 | 昭島市中神町 1260                   |
|                   | 92   | フジホーム                    | 昭島市中神町 1260                   |
|                   | 93   | グループホーム「かえで」             | 昭島市中神町 1260                   |
|                   | 94   | ライフケアあきしま                | 昭島市玉川町 5-6-6-101              |
|                   | 95   | こうのとりの                   | 昭島市玉川町 5-10-7                 |
|                   | 96   | デイサービスこらっせ               | 昭島市玉川町 5-15-34-1 階            |
|                   | 97   | つつじが丘介護支援センター            | 昭島市つつじが丘 3-5-6-113 ショッピングプラザ内 |
|                   | 98   | デイサービス つつじ               | 昭島市つつじが丘 3-5-6-110            |
|                   | 99   | めりーるむ                    | 昭島市東町 4-9-3                   |
|                   | 100  | サロンデイ西立川                 | 昭島市東町 4-11-15 パークサイトレインボー 1 階 |
|                   | 101  | 介護老人保健施設 いちいの杜           | 昭島市武蔵野 3-5-63                 |
|                   | 102  | デイサービス ソラスト昭島            | 昭島市築地町 244-2 カレッヂコート富士見 1 階   |
|                   | 103  | sakura 訪問看護 リハビリステーション昭島 | 昭島市中神町 1228-20 ミリウエイラージュ 1 階  |
|                   | 104  | ケアセンターほのほの               | 昭島市中神町 1148-144 エスペランサ昭島 1 階  |
|                   | 105  | 有限会社エイビエール               | 昭島市中神町 1145-3 キマビル 101        |
|                   | 106  | ベルケア中神                   | 昭島市中神町 1186-2                 |
|                   | 107  | 介護老人保健施設 なごみの里           | 昭島市中神町 1345-1                 |
|                   | 108  | サンシャインホーム                | 武蔵村山市伊奈平 4-10-2               |
| 図書館               | 109  | 上砂図書館                    | 立川市上砂町 1-13-1                 |
|                   | 110  | 市民図書館                    | 昭島市東町 2 丁目 6-33               |

注 1) 表中の番号は、図 2-1-7 の番号に対応する。

出典：「市内幼稚園一覧」（立川市 HP）  
「施設マップ」（昭島市 HP）  
「認可保育園一覧」（立川市 HP）  
「施設案内」（立川市 HP）  
「国土数値情報ダウンロードサービス」



凡例



：計画地

— · — · — ：市界

△ ：幼稚園

▲ ：保育所

○ ：小学校

＋ ：病院

□ ：中学校

▼ ：社会福祉施設等(保育所以外)

■ ：高等学校

● ：図書館

★ ：学校(その他)



1:25,000

0 250 500 1000m

図 2-1-7

設置予定地周辺の環境保全  
に留意を必要とする施設

注 1) 図中の番号は表 2-1-8 の番号に対応する。

#### 2-1-5 水域利用

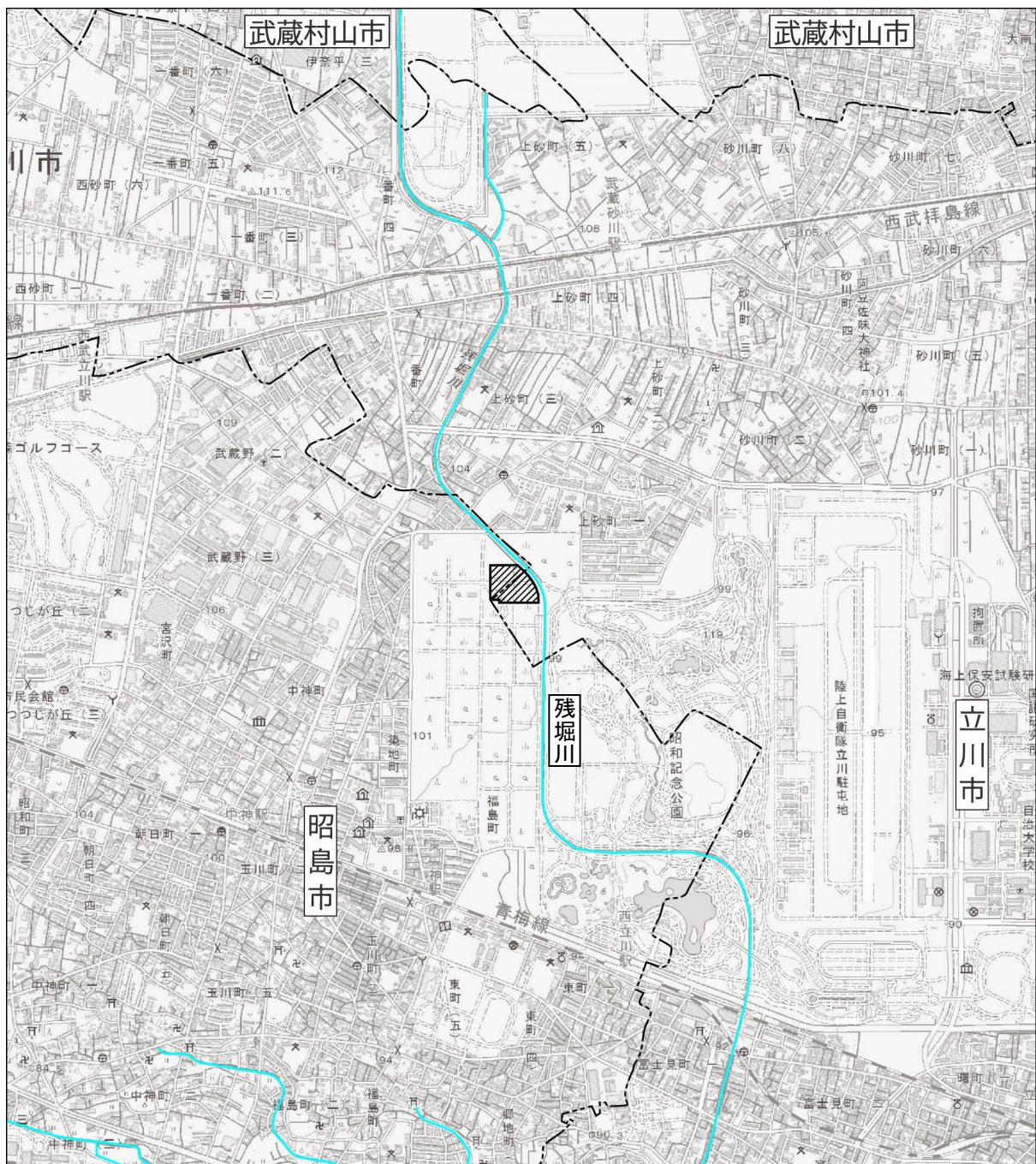
設置予定地周辺における河川等の状況は表2-1-9及び図2-1-8に示すとおりである。

設置予定地の北方向から東側を通り南方向に残堀川が流れており、多摩川に流入している。

表2-1-9 河川の概要

| 水系    | 河川名 | 区間延長(km) |
|-------|-----|----------|
| 多摩川水系 | 残堀川 | 14.5     |

出典：「多摩川水系残堀川河川整備計画」（平成19年6月、東京都）



凡例



：設置予定地



：河川



1:25,000

0 250 500 1000m

図 2-1-8 河川の状況

## 2-1-6 気象

設置予定地に最寄りの気象観測所は、図 2-1-9 に示すとおり、八王子気象観測所（設置予定地から南西に約 9km）と府中地域気象観測所（設置予定地から東南東に約 9km）が位置している。

八王子及び府中気象観測所における平成 28 年の気象観測結果は表 2-1-10 に示すとおりである。

八王子気象観測所の通年における平均気温は 14.6℃、降水量は 1,514.5mm である。また、府中気象観測所の通年における平均気温は 15.2℃、降水量は 1,456.5mm である。

表 2-1-10(1) 平成 28 年の月別の気象状況(八王子気象観測所)

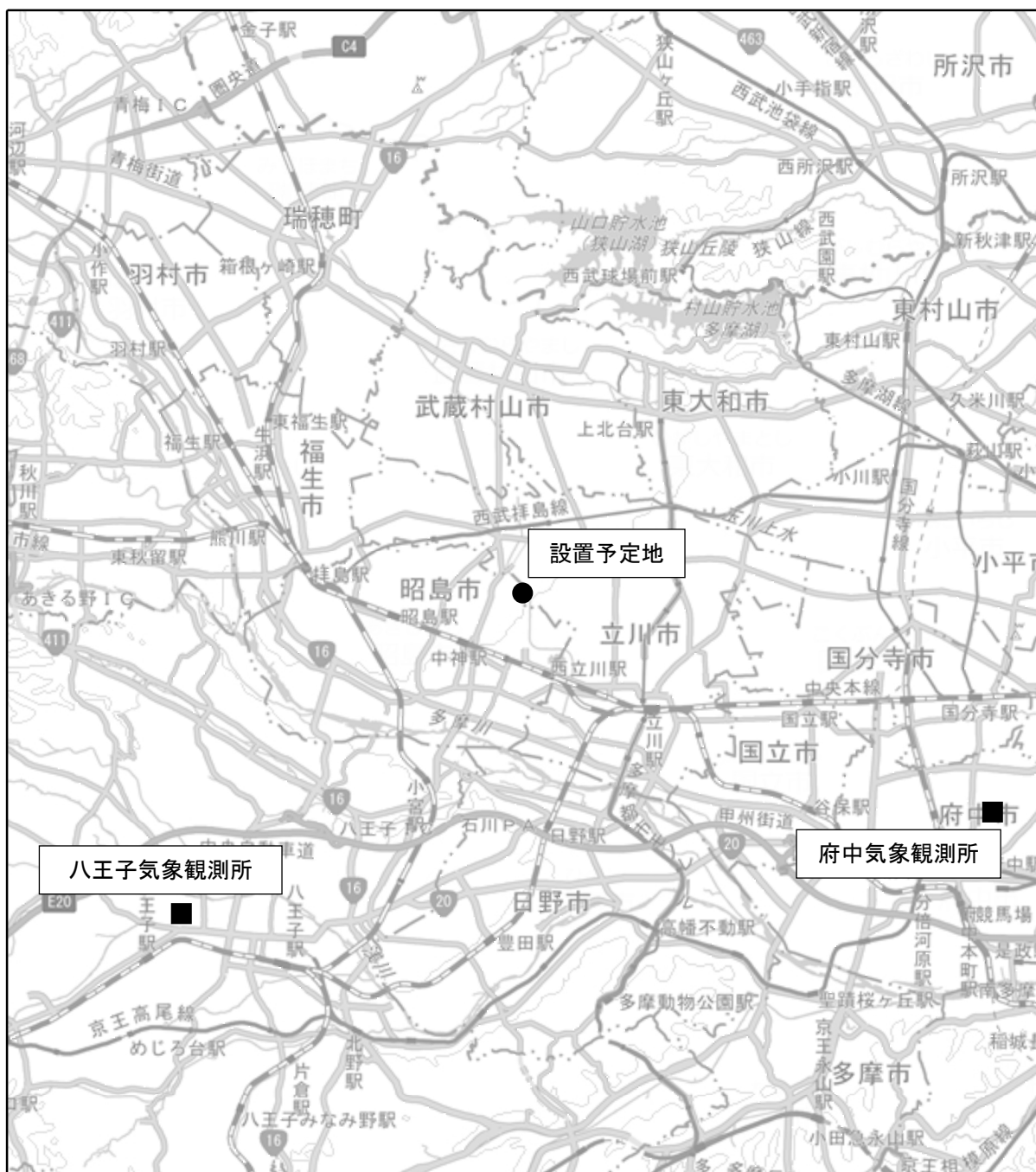
| 年月   | 気温(℃) |      |      | 降水量<br>(mm) | 平均風速<br>(m/s) | 最大風速        |     |
|------|-------|------|------|-------------|---------------|-------------|-----|
|      | 平均気温  | 最高気温 | 最低気温 |             |               | 風速<br>(m/s) | 風向  |
| 1 月  | 3.8   | 16.9 | -5.9 | 27.0        | 2.5           | 10.7        | 北   |
| 2 月  | 5.1   | 20.8 | -4.8 | 14.5        | 2.8           | 11.2        | 南西  |
| 3 月  | 6.9   | 18.2 | -2.5 | 89.0        | 2.7           | 10.0        | 北   |
| 4 月  | 13.6  | 26.8 | 2.5  | 84.5        | 3.4           | 13.4        | 南   |
| 5 月  | 19.2  | 31.4 | 7.1  | 70.0        | 3.0           | 11.1        | 南南東 |
| 6 月  | 21.3  | 32.0 | 11.3 | 100.0       | 3.0           | 11.2        | 南   |
| 7 月  | 26.8  | 34.9 | 20.4 | 130.0       | 3.0           | 12.8        | 南   |
| 8 月  | 25.7  | 36.7 | 19.6 | 176.0       | 2.5           | 13.1        | 南南東 |
| 9 月  | 22.0  | 33.1 | 14.9 | 162.5       | 2.7           | 16.8        | 南   |
| 10 月 | 16.1  | 29.0 | 5.2  | 626.0       | 2.6           | 10.7        | 北   |
| 11 月 | 10.2  | 21.9 | 0.1  | 22.5        | 2.1           | 10.8        | 北   |
| 12 月 | 4.5   | 15.4 | -4.6 | 12.5        | 2.0           | 9.2         | 北北東 |
| 通年   | 14.6  | 36.7 | -5.9 | 1,514.5     | 2.7           | 16.8        | 南   |

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP）

表 2-1-10(2) 平成 28 年の月別の気象状況(府中気象観測所)

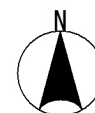
| 月    | 気温(℃) |      |      | 降水量<br>(mm) | 平均風速<br>(m/s) | 最大風速        |     |
|------|-------|------|------|-------------|---------------|-------------|-----|
|      | 平均気温  | 最高気温 | 最低気温 |             |               | 風速<br>(m/s) | 風向  |
| 1 月  | 4.8   | 17.9 | -6.5 | 24.0        | 1.3           | 7.4         | 南南東 |
| 2 月  | 6.1   | 21.7 | -4.7 | 13.5        | 1.7           | 8.0         | 南南西 |
| 3 月  | 7.7   | 18.2 | -2.7 | 91.0        | 1.6           | 6.5         | 南   |
| 4 月  | 14.0  | 26.3 | 2.6  | 99.5        | 2.2           | 8.4         | 南   |
| 5 月  | 19.5  | 31.2 | 7.8  | 53.5        | 2.0           | 6.8         | 南南東 |
| 6 月  | 21.7  | 31.2 | 14.0 | 86.5        | 2.0           | 8.7         | 南   |
| 7 月  | 27.1  | 35.3 | 21.0 | 167.5       | 2.1           | 7.5         | 南南西 |
| 8 月  | 26.1  | 37.6 | 19.8 | 117.0       | 1.6           | 6.3         | 南南東 |
| 9 月  | 22.3  | 33.7 | 15.3 | 182.0       | 1.6           | 10.9        | 南   |
| 10 月 | 16.3  | 29.3 | 5.8  | 580.0       | 1.2           | 6.3         | 南南東 |
| 11 月 | 10.9  | 22.5 | -0.3 | 29.0        | 1.1           | 7.0         | 南南西 |
| 12 月 | 5.3   | 17.2 | -4.0 | 13.0        | 1.1           | 4.9         | 南南西 |
| 通年   | 15.2  | 37.6 | -6.5 | 1,456.5     | 1.6           | 10.9        | 南   |

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP）



凡例

- : 設置予定地
- : 気象観測所



1:120,000

0 2.5 5km

図 2-1-9

地域気象観測所の位置

出典：気象庁 HP

## 2-1-7 関係法令・条例等による指定・規制等

### (1) 大気汚染

#### 1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 2-1-11 に示すとおりである。

表 2-1-11 (1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質                      | 環境上の条件（設定年月日等）                                                                                    |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ） | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48. 5. 16 告示）                             |
| 一酸化炭素（CO）               | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48. 5. 8 告示）                        |
| 浮遊粒子状物質（SPM）            | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（S48. 5. 8 告示） |
| 二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ） | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53. 7. 11 告示）                              |
| 光化学オキシダント（Ox）           | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48. 5. 8 告示）                                                             |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 2-1-11 (2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質         | 環境上の条件（設定年月日等）                                        |
|------------|-------------------------------------------------------|
| ベンゼン       | 1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H9. 2. 4 告示）  |
| トリクロロエチレン  | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H9. 2. 4 告示）    |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H9. 2. 4 告示）    |
| ジクロロメタン    | 1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H13. 4. 20 告示） |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 2-1-11 (3) ダイオキシン類に係る環境基準

| 物質      | 環境上の条件（設定年月日等）                                            |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| ダイオキシン類 | 1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。（H11. 12. 27 告示） |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 2-1-11 (4) 微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質      | 環境上の条件（設定年月日等）                                                                                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 微小粒子状物質 | 1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。（H21.9.9 告示） |

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が  $2.5 \mu\text{m}$  の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## 2) 指針等

大気汚染に係る指針値及び目標値は、表 2-1-12 に示すとおりである。

表 2-1-12 大気汚染に係る指針値等

| 物質    | 指針値・目標値                                |
|-------|----------------------------------------|
| 二酸化窒素 | 1 時間値が 0.1～0.2ppm 以下                   |
| 塩化水素  | 目標環境濃度 0.02ppm 以下                      |
| 水銀    | 年平均値が $0.04 \mu\text{g-Hg}/\text{m}^3$ |

備考

二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和 53 年 3 月 22 日付、中公審 163 号）の指針値

塩化水素は、「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改訂等について」（昭和 52 年 6 月 16 日付、環大規 136 号）の目標値

水銀は、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第 7 次答申）」（平成 15 年 7 月 31 日答申）の指針値

## (2) 悪臭

環境確保条例に基づく悪臭に係る規制基準は表 2-1-13 に示すとおりである。

東京都は平成 14 年 7 月 1 日より特定悪臭物質規制から臭気指数規制による悪臭規制を行っている。規制基準は敷地境界、排出口及び排水水について定められている。

表 2-1-13 「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る悪臭の規制基準

| 規制基準の区分\区域の区分    |                              |                                        | 第一種区域                                                                                                  | 第二種区域                              | 第三種区域                        |
|------------------|------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| 敷地境界線            |                              |                                        | 臭気指数 10                                                                                                | 臭気指数 12                            | 臭気指数 13                      |
| 煙突等<br>気体排出<br>口 | 排出口の<br>実高さ<br>15m 未満<br>の施設 | 排出口の口径<br>0.6m未満                       | 臭気指数 31                                                                                                | 臭気指数 33                            | 臭気指数 35                      |
|                  |                              | 排出口の口径<br>0.6m以上 0.9m<br>未満            | 臭気指数 25                                                                                                | 臭気指数 27                            | 臭気指数 30                      |
|                  |                              | 排出口の口径<br>0.9m以上                       | 臭気指数 22                                                                                                | 臭気指数 24                            | 臭気指数 27                      |
|                  | 排出口の<br>実高差<br>15m 以上<br>の施設 | 排出口の実高さが<br>周辺最大建物の<br>高さの 2.5 倍未<br>満 | $qt=275 \times H_0^2$                                                                                  | $qt=436 \times H_0^2$              | $qt=549 \times H_0^2$        |
|                  |                              | 排出口の実高さが<br>周辺最大建物の<br>高さの 2.5 倍以<br>上 | $qt=357 / F_{max}$                                                                                     | $qt=566 / F_{max}$                 | $qt=712 / F_{max}$           |
| 排水水              |                              |                                        | 臭気指数 26                                                                                                | 臭気指数 28                            | 臭気指数 29                      |
| (備考) 地域区分詳細      |                              |                                        | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、無指定地域(第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く) | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、これらの地域に接する地先及び水面 | 工業地域、工業専用地域、これらの地域に接する地先及び水面 |

- ・臭気指数とは、臭気濃度(臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める。)の常用対数値に10を乗じた数値(臭気指数 $=10 \times \log$ 臭気濃度)。
- ・qtは、排出ガスの臭気排出強度(単位  $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{min}$ )を表す。  
 $qt = \text{臭気濃度} \times \text{乾き排出ガス量}(\text{m}^3_{\text{N}}/\text{min})$
- ・ $H_0$ は、排出口の実高さ(単位m)を表す。
- ・ $F_{\max}$ は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位 $\text{s}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。
- ・周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。
- ・排出口の口径は排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。

### (3) 騒音・振動

#### 1) 騒音

##### ア 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 2-1-14 に示すとおりである。騒音に係る環境基準は、地域の類型ごとに定められている。地域の類型指定の状況は、表 2-1-15 に示すとおりである。

表 2-1-14 (1) 騒音に係る環境基準

| 地域の類型  | 基準値       |           |
|--------|-----------|-----------|
|        | 昼間        | 夜間        |
| AA     | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C      | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

備考

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-1-14 (2) 道路に面する地域の環境基準

| 地域の区分                                                 | 基準値       |           |
|-------------------------------------------------------|-----------|-----------|
|                                                       | 昼間        | 夜間        |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域                         | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考

車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-1-14 (3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

| 基準値       |           |
|-----------|-----------|
| 昼間        | 夜間        |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

表 2-1-15 騒音に係る環境基準の地域類型の指定の状況

| 地域の類型 | 該当地域                                              |
|-------|---------------------------------------------------|
| AA    | 該当なし                                              |
| A     | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 |
| B     | 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域                             |
| C     | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域                            |

## イ 環境確保条例

「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る規制基準を表 2-1-16 に示す。

表 2-1-16 「環境確保条例」に基づく工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準

単位：dB

| 区域の区分     |                                                                                                           | 時間の区分        |                |                |                |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
|           | 当てはめ地域                                                                                                    | 朝<br>6 時～8 時 | 昼間<br>8 時～19 時 | 夕<br>19 時～23 時 | 夜間<br>23 時～6 時 |
| 第一種<br>区域 | ・第一種低層住居専用地域<br>・第二種低層住居専用地域<br>・AA 地域※1<br>・前号に接する地先及び水面                                                 | 40           | 45             | 40             | 40             |
| 第二種<br>区域 | ・第一種中高層住居専用地域<br>・第二種中高層住居専用地域<br>・第一種住居地域<br>・第二種住居地域<br>・準住居地域<br>・第一特別地域※2<br>・無指定地域(第一、第三、第四種区域を除く。)  | 45           | 50             | 45             | 45             |
| 第三種<br>区域 | ・近隣商業地域(第一特別地域を除く。)<br>・商業地域(第一特別地域を除く。)<br>・準工業地域(第一特別地域を除く。)<br>・※ <sub>2</sub> 第二特別地域<br>・前号に接する地先及び水面 | 55           | 8 時～20 時       | 20 時～23 時      | 50             |
|           |                                                                                                           |              | 60             | 55             |                |
| 第四種<br>区域 | ・工業地域(第一、第二特別地域を除く。)<br>・※ <sub>2</sub> 第三特別地域<br>・前号に接する地先及び水面                                           | 60           | 70             | 60             | 55             |

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、病院、医療法第一条の五第 2 項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館（以下「図書館」という。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第百 33 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。）の工場又は指定作業場当該値から 5dB を減じた値を適用する。
- 二 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場第 81 条第 3 項(第 82 条第 2 項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。

※1 AA 地域とは、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成 12 年 3 月、東京都告示第 420 号）に示す地域。

※2 特別地域とは、2 段階以上異なる区域が接している場合、基準の激しい区域の周囲 30m 以内の範囲をいう。

## 2) 振動

### ア 環境確保条例

#### ① 工場及び指定作業場に係る振動の規制基準

環境確保条例に基づく工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を表 2-1-17 に示す。

表 2-1-17 「環境確保条例」に基づく工場及び指定作業場に係る振動の規制基準

単位：dB

| 区域の区分 |                                                                                                                       | 時間の区分          |                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
|       |                                                                                                                       | 昼間<br>8 時～19 時 | 夜間<br>19 時～8 時 |
| 第一種区域 | ・第一種低層住居専用地域<br>・第二種低層住居専用地域<br>・第一種中高層住居専用地域<br>・第二種中高層住居専用地域<br>・第一種住居地域<br>・第二種住居地域<br>・準住居地域<br>・無指定地域(第二種区域を除く。) | 60             | 55             |
| 第二種区域 | ・近隣商業地域<br>・商業地域<br>・準工業地域<br>・工業地域<br>・前号に接する地先及び水面                                                                  | 8 時～20 時       | 20 時～8 時       |
|       |                                                                                                                       | 65             | 60             |

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内の工場又は指定作業場当該値から5dBを減じた値を適用する。
- 二 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち同法第二条第二項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場（第八十一条第三項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。
- 三 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場については適用しない。

#### ② 日常生活等に適用する振動の規制基準

環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を表 2-1-18 に示す。

表 2-1-18 「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準

単位：dB

| 区域の区分 |                                                                                                                       | 時間の区分          |                |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
|       |                                                                                                                       | 昼間<br>8 時～19 時 | 夜間<br>19 時～8 時 |
| 第一種区域 | ・第一種低層住居専用地域<br>・第二種低層住居専用地域<br>・第一種中高層住居専用地域<br>・第二種中高層住居専用地域<br>・第一種住居地域<br>・第二種住居地域<br>・準住居地域<br>・無指定地域(第二種区域を除く。) | 60             | 55             |
| 第二種区域 | ・近隣商業地域<br>・商業地域<br>・準工業地域<br>・工業地域<br>・前号に接する地先及び水面                                                                  | 8 時～20 時       | 20 時～8 時       |
|       |                                                                                                                       | 65             | 60             |

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値から5dBを減じた値とする。

## イ 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度を表 2-1-19 に示す

表 2-1-19 振動規制法に係る要請限度

単位：dB

| 区域の区分 |                                                                                                                                                                                                               | 時間の区分          |                |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
|       |                                                                                                                                                                                                               | 昼間<br>8 時～19 時 | 夜間<br>19 時～8 時 |
| 第一種区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域</li> <li>・第二種低層住居専用地域</li> <li>・第一種中高層住居専用地域</li> <li>・第二種中高層住居専用地域</li> <li>・第一種住居地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・用途地域の定めのない地域</li> </ul> | 65             | 60             |
| 第二種区域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> </ul>                                                                                                       | 8 時～20 時       | 20 時～8 時       |
|       |                                                                                                                                                                                                               | 70             | 65             |

第二種区域に該当する地域に接する地先は、第二種区域の基準が適用される。

#### (4) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準を表 2-1-20 に示す。

表 2-1-20 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

| 項目               | 基準値           |
|------------------|---------------|
| カドミウム            | 0.003mg/L 以下  |
| 全シアン             | 検出されないこと。     |
| 鉛                | 0.01mg/L 以下   |
| 六価クロム            | 0.05mg/L 以下   |
| 砒素               | 0.01mg/L 以下   |
| 総水銀              | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀           | 検出されないこと。     |
| P C B            | 検出されないこと。     |
| ジクロロメタン          | 0.02mg/L 以下   |
| 四塩化炭素            | 0.002mg/L 以下  |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L 以下    |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下      |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下  |
| トリクロロエチレン        | 0.01mg/L 以下   |
| テトラクロロエチレン       | 0.01mg/L 以下   |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下  |
| チウラム             | 0.006mg/L 以下  |
| シマジン             | 0.003mg/L 以下  |
| チオベンカルブ          | 0.02mg/L 以下   |
| ベンゼン             | 0.01mg/L 以下   |
| セレン              | 0.01mg/L 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10mg/L 以下     |
| ふっ素              | 0.8mg/L 以下    |
| ほう素              | 1mg/L 以下      |
| 1, 4-ジオキサン       | 0.05mg/L 以下   |

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 2-1-20 (2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

| 項目  | 基準値            |
|-----|----------------|
| 水質  | 1pg-TEQ/L 以下   |
| 地下水 | 1pg-TEQ/L 以下   |
| 底質  | 150pg-TEQ/g 以下 |

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値は、年間平均値とする。

## (5) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準を表 2-1-21 に示す。

表 2-1-21 (1) 土壌汚染に係る環境基準

| 土壌汚染物質          | 環境上の条件                                                             |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。       |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 有機燐（りん）         | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 鉛               | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| 六価クロム           | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。                                          |
| 砒（ひ）素           | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀             | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。                                        |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| P C B           | 検液中に検出されないこと。                                                      |
| 銅               | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。                           |
| ジクロロメタン         | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                                          |
| 四塩化炭素           | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| 1，2－ジクロロエタン     | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。                                         |
| 1，1－ジクロロエチレン    | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。                                           |
| シス－1，2－ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。                                          |
| 1，1，1－トリクロロエタン  | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                                             |
| 1，1，2－トリクロロエタン  | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                                         |
| トリクロロエチレン       | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。                                          |
| テトラクロロエチレン      | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| 1，3－ジクロロプロペン    | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。                                         |
| チウラム            | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。                                         |
| シマジン            | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。                                         |
| チオベンカルブ         | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。                                          |
| ベンゼン            | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| セレン             | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。                                          |
| ふっ素             | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。                                           |
| ほう素             | 検液 1L につき 1mg 以下であること。                                             |
| 1，4－ジオキサン       | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。                                          |

### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及び EPN をいう。

表2-1-21 (2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

| 項目 | 基準値             |
|----|-----------------|
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |

備考

1. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックス抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

## (6) 廃棄物

「東京都建設リサイクル推進計画（平成28年4月 東京都）」に基づく建設廃棄物の再資源化等の目標値を表2-1-22に示す。

表 2-1-22 建設廃棄物の再資源化等目標値

| 対象品目            |     |          | 目標値    |        |
|-----------------|-----|----------|--------|--------|
|                 |     |          | 平成30年度 | 平成32年度 |
| 建設廃棄物           |     |          | 97%    | 98%    |
|                 |     |          | 99%    | 99%    |
| アスファルト・コンクリート塊  |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
|                 |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
| コンクリート塊         |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
|                 |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
| 建設発生木材          |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
|                 |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
| 建設泥土            |     |          | 95%    | 96%    |
|                 |     |          | 97%    | 98%    |
| 建設混合廃棄物         | 排出率 | 4.4%以下   | 4.0%以下 |        |
|                 |     | 1.0%未満   | 1.0%未満 |        |
|                 |     | 再資源化・縮減率 | 82%    | 83%    |
|                 |     | 82%      | 83%    |        |
| 建設発生土           |     |          | 86%    | 88%    |
|                 |     |          | 99%以上  | 99%以上  |
| 再生砕石（都発注工事の目標値） |     |          | 95%    | 96%    |

注1) 上段：全体の目標値、下段：都関連工事の目標値